

第二百九十七話 総力戦体制（国内）の構築について

総力戦時代の国内戦時体制、即ち国家総動員体制はどうだったのか？国家総動員といえは、悪法の最たるものの一つとして兎角批判されるものであるが、どうだろうか？日本のみならず連合諸国も当然の如くに総動員体制を構築している。今日のロシアのウクライナ侵攻でも、ウクライナもロシアも人的・経済的動員を敢行し、国民の権利を大幅に制限している。果たして、総動員体制を悪法と切り捨てるだけで良いのだろうか？

1 大東亜戦争における総動員

第一次近衛内閣によって国家総動員法が、1938/3/24に成立、翌年5月に施行された。これは、「国家総動員計画設定処務要綱案」（1929/4）を発展させたものである。

動員を所管する部局は、国务院、資源局そして企画院と逐次に改編され、企画院は、物動計画を策定した。総動員法成立前に「軍需工業動員法」（1918/5/7施行）があるが、総動員法の施行により廃止されている。

総動員法には、平時規定と戦時規定がある。その概要以下の通りである。

平時規定には、国民登録制度、技術者の養成、物資保有義務、事業計画の設定・演練、試験研究命令、事業の助成等があり、戦時規定には、国民の徴用、国民の協力、労務統制、労働争議の制限・禁止、物資統制、貿易統制、物資の管理収用、金融統制、資金統制、工場船舶の管理収用、鉱業権・砂鉱業・水の使用収用、各種権利の払下、事業設備の新設・拡張・管理、事業の統制協定、統制組合、物価統制、言論統制との項目（条文の見出し）がある。具体的内容は、国民徴用令をはじめとする勅令に委ねられた。後に労働力不足が一層深刻化すると、学生・生徒（学徒勤労働員）や女子（〈女子勤労報国隊〉〈女子挺身隊〉など）を無報酬で徴用し、軍需産業に動員させた。

兵役動員については、日本は約700万人であり、対するアメリカのそれは約1000万を大きく超える。尚、国外の総力戦体制構築は次回に譲る。



2 第二次大戦期における米国の動員

世界情勢の悪化に対応するため、第二次ヴィンソン法を含む再軍備計画を発動（1938）し、英・仏からの軍事注文への対応と、諸産業の生産拡大を政府が主導した。

欧州戦局の逼迫により、産業動員・軍事体制構築を更に強力に推進した。産業動員機関を新設する等により軍需設備拡張促進策を進めつつ、軍需企業の運転資金の融資方法の整備を行って軍需生産体制の基礎を確立した。武器輸出等によりイギリスの軍事援助を行い、また武器貸与法を制定（1941/3/11）し、連合国を支援した。（280話参照）国内的にも産業動員体制を整備し所要の機関を創設した。保存命令、在庫統制および制限命令等発することが可能とされた。

労働争議にも一定程度の制限がかけられた。また女性を含む労働動員も行われた。斯様にして、非交戦主義の立場は維持しつつ連合国援助に踏み切った。

更に対日参戦に踏み切った以降は、産業動員を強化（動員機構の整備、生産統制、労働動員政策、物価統制）された。人的動員も平時における徴兵を可能とする選抜徴兵法（1940/9）を成立させ、戦時下では徴兵対象の拡大等が行われ、女性兵士を徴集（248話参照）した。

* 日米共に政策は似通っていると感じるの。非常時に考えることは人も国も同じだ。

3 必要性と基本的人権の節調、如何にあるべきか

如何なる場合でも基本的人権は守られるべきか、人権・権利等が制限を受ける場合は在り得ないのか？国家存亡の瀬戸際でも絶対遵守されるべきなのか？冷静に議論をすべき時期に来ているのではないだろうか？

（了）